

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	旅館業の経営許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	旅館業法第 3 条第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	旅館業法第 3 条 旅館業法施行令第 1 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第 4 項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不相当であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。</p> <p>① この法律又はこの法律に基く処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 3 年を経過していない者</p> <p>② 法第 8 条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して 3 年を経過していない者</p> <p>③ 法人であつて、その業務を行う役員のうち前 2 号の一に該当する者があるもの</p> <p>3 第 1 項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね 100 メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。</p> <p>① 学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）</p> <p>② 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）</p> <p>③ 社会教育法第 2 条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの</p>

## 4 構造設備の基準

ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- ① 客室の数は、10室以上であること。
- ② 洋式の構造設備による客室は、次の要件を満たすものであること。
  - イ 一客室の床面積は、9平方メートル以上であること。
  - ロ 寝具は、洋式のものであること。
  - ハ 出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。
  - ニ 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。
- ③ 和式の構造設備による客室は、次項第2号に該当するものであること。
- ④ 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。
- ⑤ 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- ⑥ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。
- ⑦ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- ⑧ 当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備があること。
- ⑨ 便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、共用のものにあつては、男子用及び女子用の区分があること。
- ⑩ 当該施設の設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設（以下「第1条学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合には、当該第1条学校等から客室又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
- ⑪ その他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

## 5 旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- ① 客室の数は、5室以上であること。
- ② 和式の構造設備による客室の床面積は、それぞれ7平方メートル以上であること。
- ③ 洋式の構造設備による客室は、前項第2号に該当するものであること。
- ④ 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。
- ⑤ 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- ⑥ 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。
- ⑦ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- ⑧ 適当な数の便所を有すること。
- ⑨ 当該施設の設置場所が第1条学校等の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合には、当該第1条学校等から客室又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
- ⑩ その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

## 6 簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- ① 客室の延床面積は、33平方メートル以上であること。
- ② 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。

	<p>③ 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>④ 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。</p> <p>⑤ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。</p> <p>⑥ 適当な数の便所を有すること。</p> <p>⑦ その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。</p> <p>7 下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>① 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>② 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。</p> <p>③ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。</p> <p>④ 適当な数の便所を有すること。</p> <p>⑤ その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>14日</p>
備 考	(秋田県)市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第34第1号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成27年10月31日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	法人の合併又は分割の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	旅館業法第 3 条の 2 第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	旅館業法第 3 条の 2
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）たる法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該旅館業を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 4 日</p>
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 34 第 2 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	営業者の地位の承継の承認(相続)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	旅館業法第 3 条の 3 第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	旅館業法第 3 条の 3 第 1 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1  営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後 60 日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。</p> <p>2  相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした法第 3 条第 1 項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 4 日</p>
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 34 第 3 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日